

20 陳情 第 22 号	公共施設樹木等への農薬使用削減に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 8 月 19 日受理、平成 20 年 9 月 17 日付託
陳情者	西東京市東伏見————— —————

(要 旨)

1. 新宿区が管理する公園、道路、運動場、その他の公共施設、街路樹等で使用されている農薬の使用状況を調査し、公表してください。
2. 新宿区において、農水省・環境省二局長連名通知「住宅地等における農薬使用について」や環境省「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル」の内容を周知徹底するため、農薬使用を極力使用しないで植栽管理を行うための指針やマニュアルを策定してください。

(理 由)

農水省と環境省は、住宅地等での農薬使用による住民や子ども等の健康被害を防止するため、農薬使用をできるだけ減らすよう平成 19 年 1 月 31 日付で連名通知「住宅地等における農薬使用について」(以下、住宅地通知という)を出しています。

さらに環境省は、平成 20 年 5 月 30 日、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル」を出しました。このマニュアルは、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の考え方を基本とし、各自治体等がそれぞれの環境等に適した管理体系を確立していく上での参考情報を提供し、農薬によるリスクを減らすことを目的としています。特に行政が委託者となる公園や街路樹、学校などの樹木管理における農薬使用削減の具体的な方法を示しています。

しかし、これら通知やマニュアルは十分に周知されておらず、未だに行政が農薬散布する場合も少なくありません。また、一般市民もこうした情報を十分に知らされていません。

そこで、上記の陳情をいたしますので、よろしくお取りはからいください。